

曰、湘東於兄弟次第七、故呼爲七官、剪燈新話、同郡有趙氏子者、第六、注第六、姓兄弟之行也、唐德宗呼陸贄不名、而以兄弟之行、呼之曰陸九、又曰、此皆六娘子之種種植也、注六娘稱姊妹之行也、或曰、趙子於姓兄弟行在第六、敬其妻、疑亦稱爲六娘也、如元二、魏三十六、歐陽九等皆然、蓋稱兄弟者、不必限親兄弟、凡再從三從、皆泛稱兄弟、而推年最長者爲一、隨其齒而數之也、

〔貞丈雜記人名〕一太郎は、總領の子也、次郎は、二男也、三郎は、三男也、今の世には、總領の子を何次郎、何三郎と名付、二男三男に何太郎と名付るもあり、あやまり也、

一 小太郎の事、源平盛衰記、源氏勢揃の條、河越太郎重頼、同小太郎茂房、熊谷次郎直實、子息小次郎直家、又宇治合戰の條、足利太郎俊綱が子に、又太郎忠綱、これらを以考るに、何太郎何次郎となる人の子をば、小太郎小次郎又太郎など名のりしとぞみゆ、又源氏勢揃條、土肥次郎實平、子息彌太郎遠平とあり、實平は二男なれば次郎といふ、其次郎の總領なれば彌太郎と云歟、總領家の太郎に對して、彌の字を付たるなるべし、又石橋合戰の條、權頭季定子息荻野五郎季重、同彦太郎、同小太郎とあり、是は本文順を書違たる歟、荻野五郎が子小太郎成べし、小太郎が子彦太郎なるべし、權頭季定が曾孫なる故、彦太郎とはいひしにや、

〔三養雜記三餘〕

むかしは第一の子を太郎、つぎを次郎といひ、それより三郎四郎と、十郎まで名つけ十一人めより餘一餘二と、次第に名くることなり、十は成數なれば、十郎よりは、あまりといふ意なるべし、盛衰記に、金子十郎家忠の弟金子與一、那須十郎資隆の弟那須與一なり、餘を與に作るは假借なり、平維茂を餘五將軍といふも、十五郎たる故なり、源義經は第八子なるを、九郎判官といへるは、八郎爲朝の成行よからざれば、八郎をいみて、九郎とぞたりとかや、曾我兄弟の兄を十郎、弟を五郎といふも、わけあることなり、むかしは兄弟の排行正しかるうちに、たま／＼みだれたりとおも